

**デジタル変革時代の電波政策懇談会  
移動通信システム等制度ワーキンググループ  
報告 概要**

---

**令和 3 年 6 月**

- 「デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ」を開催し、移動通信システム等に係る電波の利用状況調査の在り方や周波数の割当方策などについて検討。
- 令和3年2月から検討を開始し、同年6月に移動通信システム等制度ワーキンググループ報告をとりまとめ。

## 開催状況

- 第1回：令和3年 2月 5日 携帯電話・BWA事業者、日本ケーブルテレビ連盟のヒアリング
- 第2回：令和3年 3月 8日 地域BWA推進協議会のヒアリング、有識者・構成員の発表
- 第3回：令和3年 4月 5日 構成員の発表、論点整理の検討
- 第4回：令和3年 5月18日 WG報告骨子案の検討
- 第5回：令和3年 6月14日 WG報告案の検討

## 構成員

※敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順

- (主査) 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- (主査代理) 藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授
- 飯塚 留美 一般財団法人マルチメディア振興センターICT  
リサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター
- 黒田 敏史 東京経済大学経済学部准教授
- 巽 智彦 東京大学法学部・法学政治学研究科准教授
- 永井 徳人 光和総合法律事務所弁護士
- 中島 美香 中央大学国際情報学部准教授

※オブザーバー：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社

## 1. 電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係

- 公正競争の確保により、モバイル市場が活性化し、その恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で規定する電波の有効利用の目的である「公共の福祉を増進すること」につながる。

## 2. 周波数の再割当制度の導入

### (1) 周波数の固定化への対応

- 特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、電波の有効利用が不十分であると認められる場合、競願があった場合などには、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、周波数を再割当てする仕組みを導入。

### (2) 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法

- 新たな認定開設者への周波数の移行期間については、個別の案件ごとに設定し、早期の移行ニーズがあるのであれば終了促進措置を活用。
- 終了促進措置の協議が調わない場合を想定し、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入。

### (3) いわゆるプラチナバンドの扱い及び移動通信事業者の役割

- いわゆるプラチナバンドについても例外的な特別の扱いとするのではなくどの周波数帯にも適用する普遍的な再割当制度を整備。
- 個別の課題(フィルタの挿入・レピータの交換、利用者への影響の懸念など)については、早急に更なる検討の深掘りを行う。
- 特定基地局を開設する携帯電話事業者は、無線通信があまねく行われるよう無線局の開設に努めることが求められる。

## 3. 電波の利用状況調査

### (携帯・全国BWA)の改善

- 「帯域別トラヒック」の評価指標、共通の尺度で計測したエリアカバーなどを検討。
- 透明で客観的な基準を定め、絶対評価を導入。

## 4. 端末免許手続の緩和

- 包括免許制度について、どのような免許手続の緩和が実現できるか検討。

## 5. BWAの見直し

- 地域BWAについて、例えば、5年後を念頭に、なお利用されていない地域については、ニーズを把握した上で、例えば、全国バンド化することなどを検討。
- データ伝送の付加的な位置付けとして、BWAの音声利用にも認める方向で検討。

# 1. 電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係

## 2 周波数の再割当制度の導入

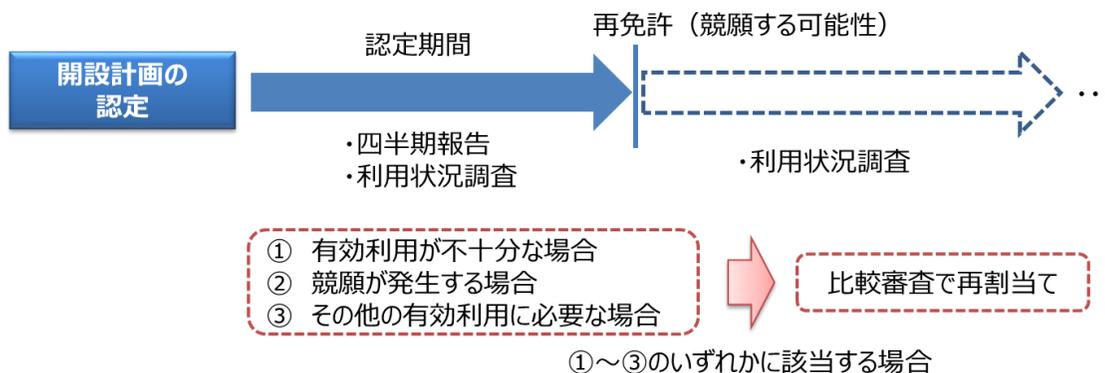
### 1. 電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係

- **公正競争の確保**により、モバイル市場が活性化し、その恩恵をより多くの利用者が受けられることは、電波法第1条で規定する電波の有効利用（「電波の公平かつ能率的な利用」）の目的である「**公共の福祉を増進すること**」につながると考えられる。
- 周波数の割当てに当たっては、**公正競争の確保につながる取組を評価項目**に盛り込み、必要に応じて、**新規参入を優遇する仕組みなどを導入**することが適当。

### 2. 周波数の再割当制度の導入

#### (1) 周波数の固定化への対応

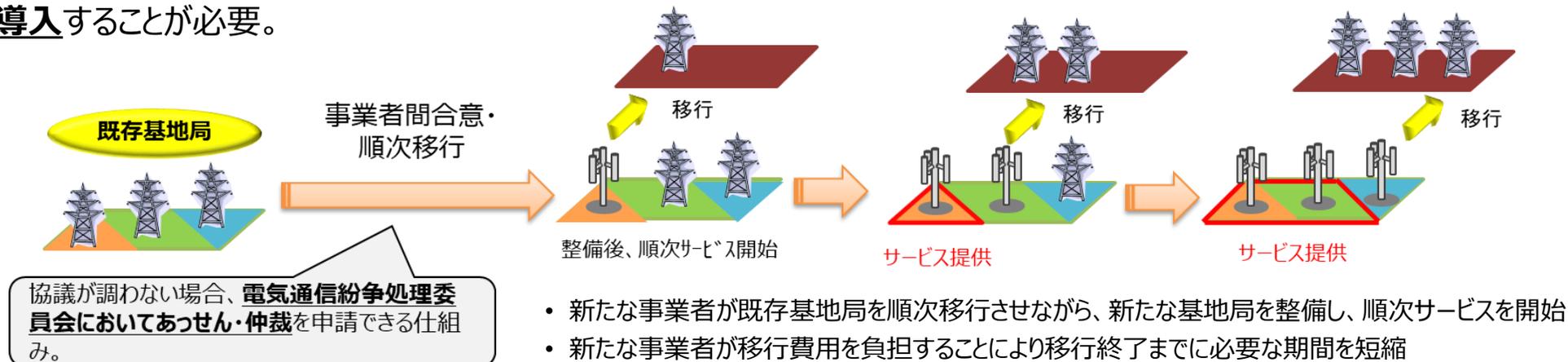
- 特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、電波の有効利用が不十分であると認められる場合、競願が発生する場合などには、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で**周波数を再割当てする仕組みを導入**することが必要。
- ただし、この仕組みを導入する目的は、公平に周波数獲得の「機会」（手を挙げる機会）を付与して対等に競争する場を提供することであり、「結果の平等」まで求めるものではないことに留意。



## 2 周波数の再割当制度の導入

### (2) 周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法

- 新たな認定開設者への周波数の移行期間については、個別の案件ごとに設定する必要があり、また、早期の移行ニーズがあるのであれば、**円滑な移行方法として終了促進措置を活用**することが適当。
- 終了促進措置の協議が調わない場合には、**電気通信紛争処理委員会にアセスン・仲裁を申請できる仕組みを導入**することが必要。



### (3) いわゆるプラチナバンドの扱い及び移動通信事業者の役割

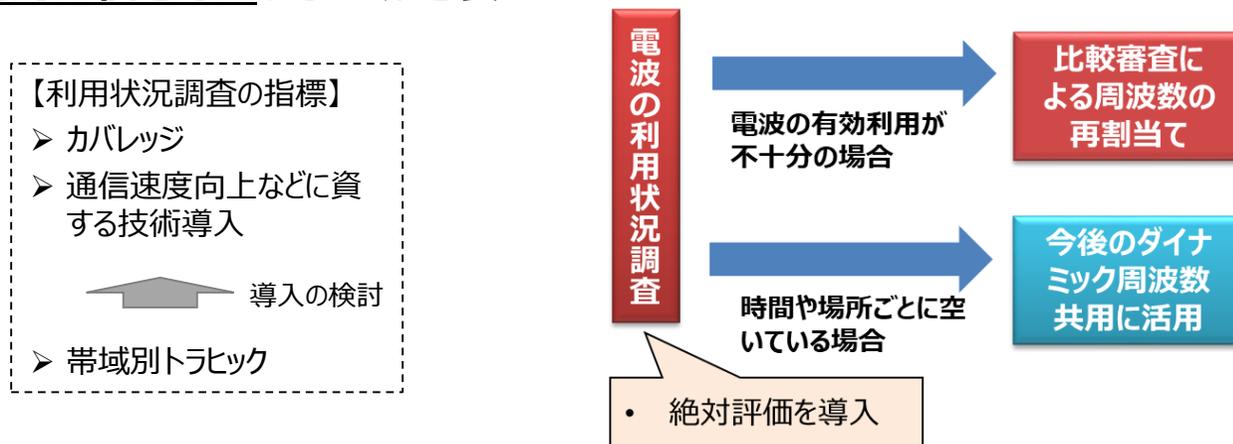
- いわゆるプラチナバンドについても例外的な特別の扱いとするのではなく、**どの周波数帯にも適用する普遍的な再割当制度を整備**。
- 個別の課題（フィルタの挿入・レピータの交換、利用者への影響の懸念など）については、**令和3年（2021年）夏から早急に更なる検討の深掘りを行う**ことが必要。
- 特定基地局を開設する携帯電話事業者（例えば、6GHz以下）は、特定基地局に係る周波数の利用できる区域において、**無線通信があまねく行われるよう無線局の開設に努める**ことが求められる。
- いわゆるプラチナバンドについては、**高層建築物などの奥や条件不利地域における無線局の開設**など広いエリアカバーの実現が求められる。

### 3. 電波の利用状況調査(携帯・全国BWA)の改善

#### 4. 端末免許手続の緩和、5. BWAの見直し

### 3. 電波の利用状況調査(携帯・全国BWA)の改善

- 各周波数の利用実態を把握するための評価指標として、「帯域別トラヒック」を設けることを検討することが必要。
- 各社のエリアカバーなどについて、共通の尺度で計測したものが無いという課題について検討していくことが適当。
- 電波の利用状況調査の結果と比較審査による周波数の再割当てをリンクさせるためには、透明で客観的な基準を定め、絶対評価を導入することが必要。



### 4. 端末免許手続の緩和

- 事業者ごとに免許する仕組みを維持しつつ、総務省において、どのような免許手続の緩和が実現できるか検討していくことが適当。

### 5. BWAの見直し

- 地域BWAについて、例えば、5年後を念頭に、当該期間経過後においてもなお利用されていない地域については、ニーズを把握した上で、例えば、全国バンド化することなどを検討することが適当。
- データ伝送の付加的な位置付けとして、BWAの音声利用にも認める方向で検討することが必要。